

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年12月21日

阿久根市長 西平良将

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
 - 折多地区
（牟田・永田上・永田下・折口東・大林・内田・大下・丸内・陳之尾）
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成29年12月21日
- 3 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
 - 経営体数
個人： 33 経営体
法人： 3 経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はあるが、十分ではない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
地域からの熱心な要望により農地中間管理事業を導入し、今後も継続して地域担い手への農地集積・集約を行う考えである。
なおその中で、中津原地区については、担い手も多くいることから、活用が見込めれば積極的に活用を検討していく。
- 6 地域農業の将来のあり方
集落営農組織に興味がある人が多いが、認定農業者は自分の経営で精いっぱいのため、協力的ではない。また、湿田等生産基盤の整備が整っておらず、農地についても借り手がいない状況である。そこで、行政の協力も得て、そ

のような湿田等にはどんな作物が合うのか等の提案・計画をして、湿田の再利用を図っていきたい。

また、鳥獣被害も多く出ており、鳥獣被害対策実践事業等にも今後は取り組みを図る。